

周防大島町告示第92号

令和8年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年6月3日

周防大島町長 藤本 淨孝

1 期 日 令和8年6月10日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

占部 智子君	浅原 賢潤君
山根 耕治君	栄本 忠嗣君
岡崎 裕一君	山中 正樹君
白鳥 法子君	田中 豊文君
新田 健介君	吉村 忍君
久保 雅己君	小田 貞利君
尾元 武君	荒川 政義君

○6月24日に応招した議員

○6月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第2回（定例）周防大島町議会 会議録（第1日）

令和8年6月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和7年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和7年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第9 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第1号 令和8年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員

等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）（質疑・討論・採決）

- 日程第25 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第5号 周防大島町公告式条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第6号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第7号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第8号 動産の買入れについて（令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入（児童生徒用））
- 日程第30 議案第9号 周防大島町 防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結について
- 日程第31 議案第10号 令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結について
- 日程第32 議案第11号 周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和7年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和7年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第9 同意第1号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第2号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第3号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第4号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第5号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第6号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第7号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第16 同意第8号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第9号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第10号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第11号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第12号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第13号 周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第1号 令和8年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第24 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第25 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第26 議案第5号 周防大島町公告式条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第6号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第7号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第8号 動産の買入れについて（令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入（児童生徒用））
- 日程第30 議案第9号 周防大島町 防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結について
- 日程第31 議案第10号 令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結について
- 日程第32 議案第11号 周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 占部 智子君 | 2 番 | 浅原 賢潤君 |
| 3 番 | 山根 耕治君 | 4 番 | 栄本 忠嗣君 |
| 6 番 | 山中 正樹君 | 7 番 | 白鳥 法子君 |
| 8 番 | 田中 豊文君 | 9 番 | 新田 健介君 |
| 10番 | 吉村 忍君 | 12番 | 小田 貞利君 |
| 13番 | 尾元 武君 | 14番 | 荒川 政義君 |

欠席議員（２名）

５番 岡崎 裕一君

１１番 久保 雅己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君

議事課長 林 祐子君

書記 中野 敬君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	山中 茂雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	梅木 義弘君	産業建設環境部長	大久保弘史君
健康福祉部長	宮崎由紀子君	下水道部長	濱中 靖夫君
統括総合支所長	辻田 建一君	会計管理者	信本 健治君
教育次長	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	木村 稔典君
総務課長	松井 豪君	財務課長	森本 信二君
政策企画課長	堀脇 国輝君	税務課長	山根 一夫君
社会教育課長	小泉 周三君		

午前９時３０分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和８年第２回周防大島町議会定例会を開会いたします。

岡崎議員、久保議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、９番、新田健介議員、１０番、吉村忍議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る６月３日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から６月２６日までの１７日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から６月２６日までの１７日間とすることに決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第３、諸般の報告を行います。

それでは、本年３月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（３月・４月・５月実施分）と定期監査（３月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

なお、陳情・要望につきましては、受理したものはございませんでした。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

はじめに、柳井地区広域市町の関係では、令和８年３月２７日の柳井地区広域消防組合議会第１回臨時会並びに令和８年４月３０日の第２回臨時会へ、岡崎議員と久保議員が出席をいたしております。

去る令和８年５月８日、令和８年度柳井地区広域市町議会議長会定期総会が開催され、令和７年度の事業報告及び決算並びに令和８年度の予算（案）を審議し、全ての議案は全会一致で可決されました。

なお、令和８年７月６日には、柳井地区広域市町議会議員研修会が開催される予定です。既に事務局から案内があったと思います。全議員の御参加をよろしくお願いいたします。

また、山口県町議会議長会の関係におきましても、令和８年８月２０日に議会広報研修会が予定されておりますので、関係する議員の御参加をお願いいたします。

次に、全国の関係について御報告をいたします。

全国離島振興市町村議会議長会会長の私は、令和８年５月２５日に国土交通省及び関係国会議員を訪問し、離島振興に関する要請活動を行ってまいりました。

令和８年５月２６日には、全国の町村議会から、議長・副議長など約２，０００人が東京国際

フォーラムに集まり、町村議会議長・副議長研修会が開催されました。これには、尾元副議長とともにわたくしが参加をいたしました。

研修会では、一般財団法人地域活性化センターの林崎理理事長による「地方創生の先行き～地域未来戦略とともに～」と題したお話を。続いて、東海大学教養学部人間環境学科の万城目正雄教授による「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」についてのお話を。続いて、京都女子大学の竹安栄子学長による「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」と題したお話を拝聴いたしました。

最後に、宮城県蔵王町議会より、同町で初めて誕生した女性議員3名が登壇し、女性議員がいない現状を改めるため開催した女性模擬議会の取り組みについてが紹介されました。

また、令和8年6月1日には、長崎県新上五島町において、全国離島振興協議会通常総会が開催され、わたくし荒川が全国離島振興市町村議会議長会会長として出席し、祝辞を述べさせていただきました。

最後に、町人会の関係ですが、現在のところ、東京周防大島会が令和9年2月27日開催予定と聞いております。今後の活動について新たな情報が入りましたら、議員の皆様へお知らせをすることといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和8年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議案概要の説明に先立ち、3件の行政報告を申し上げます。

1件目は、米軍岩国基地関連について2点御報告いたします。

1点目は、岩国基地周辺における令和7年度の航空機騒音の状況等について御報告いたします。

山口県基地関係県市町連絡協議会において、令和7年度の航空機騒音の状況が検証・整理され、令和8年5月22日に公表されましたので、その概要について御報告します。

はじめに、月別のW値の推移を申し上げますと、令和7年4月から令和7年6月は、例年と同様の空母艦載機離着陸訓練、こちらFCLPですが、FCLP前後の基地周辺での集中的な訓練や九州沖の洋上の空母で実施された空母着艦資格取得訓練（CQ）に伴う夜間離着陸などの影響により、W値が高くなりました。

令和7年8月下旬に空母艦載機が一時帰還した当初は、例年と比べW値は低かったものの、令和7年9月には岩国基地におけるFCLPの実施により、半数近くの測定地点、こちらは34地点中の16地点であります。こちらが年度の最高値のW値となったことに加え、令和7年10月にはCQが実施されたことから、令和7年10月のW値も高くなりました。その後、空母艦載機が帰還した令和7年12月以降は、帰還前と比べると騒音は増大しましたが、例年と比べると、概ね下回る水準で推移しました。

次に、過去の年間測定値等との比較で申し上げますと、前年度、令和6年度と比べますと、28地点中23地点でW値が増加し、令和7年度が最大値となったのは7地点でありました。

移駐開始前の5年平均との比較では、21地点中18地点でW値が増加し、基地近辺の北西側、西側等で増加しているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、県による政府要望や県市町連絡協議会要望等を行い、引き続き移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において、要望した取り組みが進められるよう、県、関係市町と連携し働きかけてまいりたいと考えております。

2点目は、令和元年7月から山口県が実施しております住宅環境改善支援事業の令和7度分の申請等の状況について御報告をいたします。

令和7年度の本町からの申請件数は463件、こちらは前年比プラス20件となっております。補助実績額は3,443万円と多くの町民の皆様に利用されております。

なお、岩国市と和木町を合わせた県全体の申請件数は825件、補助実績額は、6,074万6,000円となっており、全体の約6割が本町からの申請という状況でございます。

本年度、令和8年度においても継続実施されており、戸別配布によるチラシで周知を図ったところであり、各総合支所において、令和9年1月29日まで随時申請を受け付けているところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について2点御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

2件目は、第2回日本・ハワイ姉妹州姉妹都市サミット参加について御報告いたします。

令和8年5月20日から5月25日にかけて、ハワイ州ホノルルで開催されました第2回日本・ハワイ姉妹州・姉妹都市サミット及びホノルル山口県人会へ、わたくしと政策企画課職員2名の計3名が、そして、村岡山口県知事、柳居山口県議会議長、繁吉山口県教育長とともに参加いたしましたので、御報告をいたします。

初日は、村岡山口県知事、繁吉山口県教育長とともに在ホノルル日本国総領事館の長徳総領事

を表敬訪問いたしました。

わたくしからは、本町とカウアイ島との交流や移民の歴史について御説明し、今後の交流等における支援についてお願いをいたしました。

また、夜には、在ホノルル日本国総領事主催の歓迎レセプションが総領事館にて行われ、ハワイ州政府関係者やハワイ各郡の郡長及び関係者、日本から姉妹都市サミットに参加する道州市町の首長等、約300人の方とともに参加をさせていただきました。

ハワイ州のジョシュ・グリーン知事によるサミットの開会宣言がなされ、国際交流の歴史とその大切さについて改めて実感いたしました。

このサミットは、ハワイ日米協会の主催で、ハワイ州政府や日本国総領事館、ハワイ州各郡の支援のもと、令和8年5月21日、令和8年5月22日の2日間の日程で開催されました。

サミット初日の令和8年5月21日は、姉妹都市の首長同士の会談のほかに、岡山県とハワイ州の姉妹都市調印式や健康・文化・経済・防災・防衛・スポーツを議題としたパネルディスカッションや、各参加団体を紹介するブース展示が行われました。

また、カウアイ郡のカワカミ郡長と村岡山口県知事、柳居山口県議会議長との4者会談を行い、昨年の来町に対するお礼と今後の交流の確認を行いました。

サミット2日目となる令和8年5月22日は、ハワイ大学にて経済政策フォーラムが開催され、日本とハワイの自治体、企業によるディスカッションが行われ、長徳総領事やグリーン知事も参加され、経済連携の強化に向けた状況の確認や戦略について議論されました。

滞在4日目となる令和8年5月23日には、ホノルル山口県人会の夕食会に山口県と山口市とともに招待をされまして、周防大島町に所縁のある方など約40名の方と交流を行いました。

これからも移民の歴史、交流の歴史を大切に、カウアイ島をはじめとしたハワイとの新たな交流につかまえて模索していくとともに、国内の姉妹都市とも連携を行い、山口県大島郡国際文化協会を中心に、途絶えることのない交流を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

3件目は、令和7年度周防大島町各会計決算見込みについて御報告いたします。

令和7年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。

一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、5億9,200万円の黒字見込みでございます。なお、この決算見込みには、財政調整基金からの繰入金8億円が含まれております。

また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支均衡の決算見込みとなっております。

いずれの会計も順調に執行することができましたが、これは、町民の皆様、議員各位の御理解

と御協力の賜物であり、深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、決算書の調整作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、令和8年第3回定例会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただく予定としております。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件4件、任命同意に関するもの13件、補正予算に関するもの1件、専決処分の承認を求めるもの3件、条例の一部改正に関するもの3件、動産の買入れ1件、工事請負契約の締結に関するもの2件、周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について1件の、あわせて28件であります。

報告第1号は、令和7年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、令和7年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、事故繰越し繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第3号は、令和7年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第4号は、令和7年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に御報告するものであります。

同意第1号から第13号までは、周防大島町農業委員会の委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第1号は、令和8年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に1,341万8,000円を追加し、予算の総額を171億6,341万8,000円とするものでございます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてで、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和8年4月1日を施行日として令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係するそれぞれの条例について、3月31日付専決処分により一部改正いたしましたのでこれを報告し、議会の承認をお願いするものです。

議案第2号は、周防大島町税条例の一部改正、議案第3号は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正、議案第4号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正であります。

議案第5号周防大島町公告式条例等の一部改正については、沖浦出張所及び白木出張所で行う

業務を、それぞれ沖浦郵便局と白木郵便局に委託することに伴い、各出張所を廃止することとなるため、関連する条例について一括して所要の改正を行うものであります。

議案第6号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正については、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑が令和8年3月31日をもって廃止されたことに伴い、本条例中にある当該施設にかかる標記を削除しようとするものであります。

議案第7号周防大島町税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号動産の買入れについて（令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入（児童生徒用））こちらはC h r o m e b o o k を買い入れることにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第9号及び議案第10号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第9号は、周防大島町 防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結について、大阪府大阪市淀川区のパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本本社と、議案第10号は、令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結について、大字和田の有限会社フジナカデンキと、それぞれ工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局として、沖浦郵便局と白木郵便局を指定することについて、同法同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各案件につきまして、提出議案の概要説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

なお、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資しております一般社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をS i d e B o o k s に掲載しておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げ、行政報告及び議案概要の説明を終えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第 8. 報告第 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 5、報告第 1 号令和 7 年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第 8、報告第 4 号令和 7 年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 報告第 1 号及び報告第 2 号について御説明させていただきます。

報告第 1 号令和 7 年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、まず御説明いたします。

去る令和 8 年第 1 回定例会におきまして御議決をいただきました令和 7 年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額 4 億 6,946 万 1,000 円に対しまして、4 億 5,798 万 5,000 円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源内訳につきましては、Side Books に掲載しております報告第 1 号（一般会計繰越明許費繰越計算書）の 2 ページと 3 ページに記載しておりますので、御高欄いただきますようお願い申し上げます。

続きまして報告第 2 号令和 7 年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第 2 号（一般会計事故繰越し繰越計算書）の 2 ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書により御説明させていただきます。

3 款民生費 3 項生活保護費、生活保護総務一般経費でございます。

令和 7 年度生活保護版レセプト管理システム標準化対応業務におきまして、年度内完了に向け移行作業を進めてまいりましたが、システム標準化移行作業の過程において、ガバメントクラウド環境への接続方法に変更が生じたことから、移行方針を見直し対応を進めてまいりました。しかしながら、ガバメントクラウドへの接続に関し、関係システムベンダとの協議や各種調整に不測の日数を要したことに加え、本システムをネットワークに接続するため、関係するシステムベンダによる新たな作業が必要となったことから、年度内での完了が困難となり、やむを得ず事故繰越しとなりました。

以上が、1 事業、322 万円の事故繰越しについての報告となります。

私からは、2 件の報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大久保産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（大久保弘史君） 報告第3号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について御説明いたします。

去る令和8年第1回定例会におきまして御議決いただきました令和7年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものです。

繰越事業につきましては、2ページの繰越計算書に記載のとおり、前島航路及び情島航路運航経費で、繰越限度額4,349万2,000円に対し、同額の4,349万2,000円を繰り越しており、その財源内訳は、地方債3,180万円、一般財源1,169万2,000円でございます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 濱中下水道部長。

○下水道部長（濱中 靖夫君） 報告第4号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告をいたします。

今回の予算繰越計算書は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和7年度予算に定めた建設改良に要する経費の一部及び同法第26条第2項ただし書の規定に基づき、営業費用に要する経費の一部をそれぞれ翌年度に繰り越したものでございます。

S i d e B o o k sに掲載させていただいております下水道事業特別会計予算繰越計算書の3ページに基づき説明させていただきます。

まず、上段の表にお示しした建設改良にかかる繰り越した事業は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業及び漁業集落排水施設整備事業で、その繰越額は合計欄に記載のとおり6億8,070万円で、財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

次に、下段の表にお示しした営業費用にかかる繰り越した事業は、公共下水道基本計画設計策定事業で710万円を繰り越し、その財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第9. 同意第1号

日程第10. 同意第2号

日程第11. 同意第3号

日程第12. 同意第4号

日程第 13. 同意第 5 号

日程第 14. 同意第 6 号

日程第 15. 同意第 7 号

日程第 16. 同意第 8 号

日程第 17. 同意第 9 号

日程第 18. 同意第 10 号

日程第 19. 同意第 11 号

日程第 20. 同意第 12 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 9、同意第 1 号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 20、同意第 12 号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの 12 件を一括上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第 1 号から第 12 号の周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての補足説明をいたします。

本案件は、令和 8 年 7 月 19 日をもって 3 年の任期が満了となる本町農業委員会委員に関し、次の任期の委員を任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次の任期の農業委員に関しましては、令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 2 月 12 日までを募集期間として推薦や応募を受け付け、14 名の応募があり、応募のあった 14 名を農業委員候補者とし、令和 8 年 3 月 25 日に開催した周防大島町農業委員候補者評価委員会において評価が行われ、全員が農業委員として適任との報告を受けたところです。

しかしながら、令和 8 年 5 月 11 日に 1 名の候補者から辞退届が提出され、これを受理いたしましたので、農業委員候補者が 13 名となり、定員 14 名に対し 1 名欠員となるため、現在、追加募集を実施しているところであります。

以上のような農業委員の選任手続きを踏まえ、令和 8 年 7 月 20 日から 3 年間を任期とする農業委員候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の方々は人格、識見ともに高く、特に認定農業者や農業従事者として長年の経験を有するとともに、各地域でそれぞれの立場で御活躍されております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員候補者評価委員会の報告を尊重し、12 名の方々を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

それでは、これより1議案ごとに採決を行います。

同意第1号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、沖貴美枝氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、沖貴美枝氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第2号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、藤元敬介氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、藤元敬介氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第3号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、安本貞敏氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、安本貞敏氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第4号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、宮本平氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、宮本平氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第5号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、沖村和哉氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、オキモトカズヤ氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第6号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、大内清香氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、大内清香氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第7号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、星出栄一氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、星出栄一氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第8号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、角井雅之氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、角井雅之氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第9号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、木村潔氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、木村潔氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第10号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、小柳貴史氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、小柳貴史氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第11号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、大谷正樹氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、大谷正樹氏の任命について同意することに決定しました。

次に、同意第12号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、唐弓昇平氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、唐弓昇平氏への任命について同意するこ

とに決定しました。

日程第21. 同意第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、同意第13号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡崎議員の退場を求めるところですが、本日、岡崎議員は欠席のため、このまま進めさせていただきます。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第13号の周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての補足説明をいたします。

本案件は、同意第1号から第12号までと同様に、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

先ほど補足説明をいたしました農業委員の選任手続きを踏まえ、令和8年7月20日から3年間を任期とする農業委員候補者を議案書のとおり提案するものであります。

候補者の岡崎裕一氏は人格、識見ともに高く、現在、周防大島町議会議員及び山口県農協青壮年部で御活躍されております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししてあるとおりでございます。

周防大島町農業委員候補者評価委員会の報告を尊重し、岡崎裕一氏を周防大島町農業委員会委員に任命したいと存じますので、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。同意第13号周防大島町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、岡崎裕一氏の任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、岡崎裕一氏の任命について同意することに決定しました。

日程第22. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計補正予算（第

1号)を議題とします。

補足説明を求めます。梅木総務部長。

○総務部長(梅木 義弘君) 議案第1号令和8年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,341万8,000円を追加し、予算の総額を171億6,341万8,000円とするものでございます。

それでは、その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、生活保護費負担金697万5,000円の追加補正となっております。生活保護基準引下げ訴訟におけます最高裁判所判決に基づく生活扶助費の追加給付にかかる国からの負担金でございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金59万4,000円の追加補正で、先ほど申し上げました国庫負担金と同様、最高裁判所判決に基づく生活扶助費追加給付にかかる事務費に対する補助金となっております。

3節老人福祉費補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修にかかる介護保険事業費補助金22万5,000円の追加補正でございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、特産対策事業における地域農業構造転換支援事業補助金257万円の追加補正でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を255万4,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

7ページをお願いします。

20款諸収入4項雑入は、海洋センター管理運営経費におけるB&G財団活動助成金50万円の追加補正でございます。

8ページをお願いいたします。

次に歳出になります。

3款民生費1項社会福祉費は、介護保険対策事業で、令和8年8月1日に施行されます介護保険施設等における居住費または滞在費の負担限度額を引き上げる制度改正に対応するため、介護保険システム改修費といたしまして、45万2,000円を計上いたしております。

3項生活保護費は、生活保護利用者等が国などを相手に提起した生活保護基準引下げ訴訟におきまして、これらの引下げは違法であるとの最高裁判所の判決を受け、生活保護利用者に対する

減額処分が取り消されることとなりましたので、平成25年8月から平成30年9月までの減額分を追加給付するため、生活保護総務一般経費でその事務費59万5,000円を、生活保護扶助費におきまして追加給付額930万円を計上するものでございます。

5款農林水産業費1項農業費の特産対策事業は、国が町を通じて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械、施設の導入を支援する地域農業構造転換支援事業でございまして、町内在住認定農業者に対する国庫補助金の配分決定を受け、補助金257万円を計上するものでございます。

なお、対象事業費の10分の3が国庫補助金で、残りの10分の7を本人が負担する制度でありますので、町からの一般財源支出はありません。

9ページをお願いいたします。

9款教育費5項保健体育費は、海洋センター管理運営経費で、夏季期間中の熱中症対策の一環として、空調備品等の購入を支援する旨の案内が、令和8年4月にB&G財団よりございました。これを受け、横見にあります艇庫活動での脱水症状や熱中症等の発生リスクの軽減を図るため、大型水冷ミスト扇風機、スポットクーラー及び大型クーラーボックスなどの購入費50万1,000円を計上するものでございます。

以上が、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 補足で詳細を御説明いただければと思いますが、8ページの介護保険制度改正に伴うシステム改修ということで、施設等における居住費または滞在費の負担限度額を引き上げるといような説明もありましたけれど、もう少し制度改正の中身について、どういう改正なのかというところを御説明ください。

9ページの海洋センターの大型水冷ミスト扇風機といった空調設備をつけられるということで、その台数やこういった規格のものを何台置くとか、そういったところを少し補足していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 宮崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮崎由紀子君） 今回の介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修内容についてですけれども、介護保険法に規定する居住費の負担限度額及び滞在費の負担限度額の一部を改正するという事になっており、令和8年8月1日から施行ということになっております。

介護保険施設やショートステイを利用する際に、保険給付の対象外である食事と居住費について、原則として全額利用者が負担をすることになっておりますが、住民税非課税世帯の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じて自己負担額を軽減する措置を行っております。

今回の改正につきましては、この低所得者の所得要件の変更、次に食事、居住費の利用者負担を所得に応じた負担限度額に設定の見直しを行うこととなっております。

利用者負担額ですけれども、段階として第1段階から第4段階に分かれておりまして、負担軽減の対象となる世帯の全員が町民税非課税である低所得者の方は第1から第3段階にあたります。今回の改正では、第2段階、第3段階の対象者の所得要件が変更されており、年間80万9,000円のところが82万6,500円となります。

介護保険施設入所者の負担額は、第3段階の対象者で食費が日額30円、または日額60円の増額、居住費につきましては、同じく第3段階の対象者で日額100円の増額ということになっております。

このあたりににつきましては、町のホームページにも負担限度額認定について掲載をしておりますので、法改正の施行にあわせて、内容は更新をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 海洋センター管理運営経費の備品購入費の空調設備の台数等についてでございますが、大型水冷ミスト扇風機を5台、スポットクーラーを2台、大型クーラーボックス、これは120リットルのものを1台、大型クーラーボックス75リットルを2台、大型水冷ミスト扇風機やスポットクーラー等の主要電子機器類の運用にかかる補助備品としまして、ポータブルインバーター発電機を1台購入する予定としております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時37分再開

○副議長（尾元 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の尾元が議長の職務を行います。

先ほど、同意第5号におきまして、沖村和哉氏の農業委員会の委員の任命について、オキモトカズヤと皆さんにお伝えしておりましたので訂正させていただきます。正しくは沖村和哉でございます。よろしくお願いいたします。

日程第23．議案第2号

日程第24．議案第3号

日程第25．議案第4号

○副議長（尾元 武君） 日程第23、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）から、日程第25、議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案第2号から第4号までの専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

議案第2号から第4号までの3議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、施行期日を令和8年4月1日として、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、各議案に添付しております専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）についてでございます。

主な改正点であります。1点目といたしましては、軽自動車税環境性能割廃止に伴い、規定の整備を行うものであります。

2点目といたしましては、劇場や音楽堂等の特別特定建築物におけるバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額措置について、必要な規定の整備を行うものであります。

3点目といたしましては、令和6年能登半島地震にかかる特例措置の延長に伴い、規定の整備を行うものであります。

このほか、法律改正にあわせた改正や条例の項ずれ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容の詳細につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

38ページ中段、条例第80条軽自動車税の納税義務者等から、43ページ中段、条例第91条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までなどについてですが、軽自動車税の環境性能割の廃止等に伴い、軽自動車税の課税区分から環境性能割に関する規定を削り、種別割の名称の整理など、所要の整備等を行うものであります。

次に、４５ページ中段、附則１０条の２、いわゆるわがまち特例についてであります。

脱炭素社会の実現に向け、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池や洋上風力発電設備等にかかる特例措置の拡充及び適用期間の経過に伴う特例の廃止など、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、本町条例における特例の割合の変更や関係条項の整理など、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、４６ページ下段、附則第１０条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてですが、劇場や音楽堂などの特別特定建築物において、政府の補助を受け、法令の基準に適合するバリアフリー改修工事を行った家屋に対し、固定資産税を減額する特例措置について、その申告手続等の規定を整備するものであります。

次に、４９ページ下段、附則第１０条の５、令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてですが、被災した住宅用地について、依然として住宅として使用できないと町長が認める場合、特例措置をさらに２年間延長し、納税者の負担軽減を継続するための整備であります。

続きまして、議案第３号は、専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）についてでございます。

主な改正点につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止等に伴い、軽自動車税の名称について規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第４号は、専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）についてでございます。

主な改正点であります。１点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び子育て支援納付金にかかる課税限度額を設けるもの、２点目といたしましては、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準についてそれぞれ引き上げ、さらに、子ども・子育て支援納付金にかかる規定を新たに設けるものであります。

それでは、改正内容の詳細につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

６７ページ上段、第２条、課税額についてであります。第２項の国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を６６万円から６７万円に、そして、第５項の子ども・子育て支援納付金課税額にかかる課税限度額について３万円とするものであります。

次に、下段、第２３条、国民健康保険税の減額についてであります。第２号の５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を現行の３０万５,０００円から３１万円に、第３号の２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の５６万円から５７万円にそれぞ

れ引き上げるものであります。

また、子ども・子育て支援納付金課税額については、従来の軽減規定同様の軽減規定を設け、さらには18歳未満、いわゆる高校生世代までの方の均等割について、10割軽減する規定を設けるものであります。

以上、議案第2号から議案第4号までの専決により処分させていただきました各種税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 7番、白鳥です。軽自動車税の環境性能割廃止に伴う改正というのは、本町の多くの住民に関わる話なのかと思ったのですけれども、ほかのバリアフリー改修が行われて、劇場や音楽堂に対する特例であるとか、能登半島地域にかかる特例措置の延長であるとか、これが主な部分でしたけれども、ほかに副町長から、わがまち特例の話もありましたけれども、そういったもので本町に具体的に关わる部分というものがあれば教えてください。

○副議長（尾元 武君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 具体的に关わる部分ということでございますが、先ほど副町長より話がありましたわがまち特例の件などが、やはり該当となるケースがございます。主にはそういったところではないかと思っております。

○副議長（尾元 武君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 追加で質問ですが、そのわがまち特例の部分が概要説明にもなかったもので、聞き漏らしたのかと思ひまして、具体的にどういう場合にどういふ影響が出るのか、もう少し詳しく教えてください。

○副議長（尾元 武君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） わがまち特例に関しましては、災害関係であったり、発電関係であったりが該当になるケースがございます。

本町におきましては、水力発電とか風力発電というのは意外とないのですが、太陽光発電に関しまして該当しているケースがございます。ただ、こちらに関しましては国の補助を受けたものということになりますので、該当しているケースは、今のところ限りなく少ないといったところでございます。

○副議長（尾元 武君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 太陽光発電について、国の補助を受けてつくったものが該当にな

るということで、今のところ限りなく少ないとおっしゃいましたけれども、あるという認識でいいのですか。

○副議長（尾元 武君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 現在、該当しているケースはございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 国民健康保険税の課税限度額が1万円上がるでありますとか、軽減判定所得の基準金額も少し引き上げられるということですが、これによって本町の国保の財源に、改正前と改正後でどのぐらい国保会計に影響があるのかと、本町の国保に加入されている世帯の中で、これにより変更が生ずる世帯がどのぐらい見込まれるのか教えてください。

○副議長（尾元 武君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 影響額についてですが、判定基準の変更に伴うものにつきましては、基本的には所得等が上昇していることに伴う見直しということになりますので、影響は少ないだろうと思っております。

限度超過額に関しましては、対象となる世帯が極めて少なく十数世帯というところもありまして、こちら数十万円程度だろうと思っております。

また、18歳未満の均等割について、こちらの10割軽減に関しましては軽減等に関わりますので、それを除いた部分についてが、おおよそ13万円程度ではないかと試算しております。

ただ、このたび医療分の引下げ等を行っております。所得割に関しましても引下げを行っており、そちらの影響額が非常に大きくて、今回の条例改正に伴う影響額というのがなかなか分からない部分がございます。その関係で、対象となる世帯は、申し訳ありませんが把握できておりません。

ただ、そちらの影響額が非常に大きくて、先ほどお話ししました今回の影響額に関しましては、数十万円程度だろうと思っております。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第3号専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第26．議案第5号

日程第27．議案第6号

日程第28．議案第7号

○副議長（尾元 武君） 日程第26、議案第5号周防大島町公告式条例等の一部改正についてから、日程第28、議案第7号周防大島町税条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案第5号から第7号につきまして、一括して補足説明をい

たします。

議案第5号は、周防大島町公告式条例等の一部改正についてであります。

本議案は、沖浦出張所の業務を令和8年10月1日より、白木出張所の業務を令和9年4月1日より、それぞれ沖浦郵便局と白木郵便局に委託することに伴い、各出張所を廃止することとなるため、関連する条例を一括して改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

第1条及び第2条は、周防大島町公告式条例の一部改正で、第1条は、公告式条例第2条第3項各号に規定された掲示場のうち、第6号の周防大島町沖浦出張所前掲示場を周防大島町沖浦農村環境改善センター前掲示場に改めるもので、第2条は、公告式条例第2条第3項各号に規定された掲示場のうち、第10号の周防大島町白木出張所前掲示場を周防大島町白木多目的共同利用施設前掲示場に改めるものです。

第3条及び第4条は、周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正で、総合支所及び出張所の名称、位置及び所管区域を定めた別表から、第3条では沖浦出張所の項を、第4条では白木出張所の項を削るものです。

第5条及び第6条は、周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、第5条では無線放送施設の種別及び設置場所を定めた別表、移動系の表中の沖浦出張所を沖浦農村環境改善センターに改め、第6条では、同表中の白木出張所を白木多目的共同利用施設に改めるものです。

第7条は、周防大島町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、農村環境改善センター内で業務を行う出張所を廃止することに伴い、職員を常駐させることが困難となることから、職員必置規定、改善センターに必要な職員を置くとなっている第4条を、できる規定、改善センターに必要な職員を置くことができるに改めるものです。

なお、施行期日につきましては、令和8年10月1日とするものですが、白木出張所に関連する一部改正である第2条、第4条及び第6条の規定は、令和9年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第6号は、周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和8年3月25日公布の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例にて、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑が廃止されたことから、周防大島町職員の定年等に関する条例の条文中から当該施設を削ろうとするものでございます。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の対象となる管理監督職を定めており、別表（第6条関係）で、特定施設の管理監督職は役職定年の対象から除くものとして指定

しているものです。

別表において、令和8年3月31日で廃止された周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑を指定していたため、別表中から削るものでございます。

なお、施行日は公布の日からとしております。

続きまして、議案第7号は、周防大島町税条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしました令和8年4月1日に施行されたもの以外の事項について、周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは改正内容につきまして、御説明をさせていただきます。

主な改正点の1点目といたしましては、所得税の基礎控除額引上げに伴い、住民税の扶養控除など、人的控除の適用漏れを防止するため、所要の規定の整備を行うものであります。

2点目といたしましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限を延長するとともに、災害リスクを抑制する観点から一部の要件の見直しが行われたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

3点目といたしましては、暗号資産にかかる課税方式の抜本的な見直しが行われたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

このほか、法律改正にあわせた改正や、条例の項ずれ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容の詳細につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

86ページ下段、条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてであります。所得税において源泉徴収の対象外とされる枠が拡大したことに伴い、住民税の扶養控除等の適用を確実に受けられるよう、所得税の申告義務がない受給者であっても、一定の者は名称や氏名等を申告することとする等の措置を講じるものであります。

次に、89ページ下段、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地すべり防止区域などの災害リスクが高いエリア内の土地譲渡を特例の対象から除外するなど、防災面を考慮した要件の見直しを行うものであります。

次に、90ページ中段、附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。これまで暗号資産の利益は原則として雑所得に区分され、他の所得と合算して最大55%の税率が課される累進課税の対象となっておりました。

このたびの地方税法の改正により、一定の要件を満たす特定暗号資産の譲渡による所得について、株式等と同様の申告分離課税が適用されることとなったため、必要な規定の整備を行うもの

であります。

以上、議案第5号から議案第7号までの、補足説明を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第5号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 出張所の廃止について補足していただきたいのですが、住民説明会をされていると思いますけれど、この際に、町はどういう観点から廃止するという説明がされたのか、そこを補足で説明してください。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

住民説明会につきましては、白木出張所、沖浦出張所とも令和7年12月に実施をしております。

そのポイントということにつきましては、やはり郵便局を——金融機関が町内になくなってきておりますので、金融機関をぜひとも残したいという観点のもと、それではどうしたらよいかということで、出張所業務を郵便局に委託して、郵便局の存続を図りたいといったことで、利用が少なくなっております出張所業務を委託し、また、郵便局も業務委託を受けることで存続が図れると、そういった観点等を中心に説明したところでございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 驚きというか違和感があるのですが、今、町の出張所の議論というか条例改正ということですが、出張所を廃止するという説明会で、郵便局を残したいから出張所を廃止すると、いや、それは理屈が通らないのではないかと思います。それならば郵便局が説明会をして、郵便局から町へ支援をしてほしいということでやるのならいいのですが、この出張所を廃止するということは、町の立場でいえば、それは住民の方にとってサービスの低下につながることはもう明らかですので、そこをどう住民の方に理解してもらうのか。

郵便局を残したいから町が機能に移管するというのでは、本末転倒ではないかと思います。こういう話を初めて聞いたが、合理化を図るとか、町の経営面での判断というのならまだ分からないでもありませんが、郵便局を残したいから町の機能を廃止するというのは理屈が通らないと思います。住民説明会で住民の方からはどういった意見というか、それで納得されるという意見だったのかどうなのか、抽象的ではなくて、具体的にどういう意見があったのかというところを御紹介いただければと思います。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

郵便局の存続ということが主な話ということでございましたが、当然、人口あるいは出張所における収納なり、取扱件数が減っているという状況、また人口等もずっと減っているという状況もございまして、そういった観点等も当然、総合的に説明をしたというところでございます。

そういったことで、順次、出張所の取扱件数あるいはセンターの利用件数、また経費面のことも、当然、出張所がなくなった場合の経費、また郵便局に委託した場合の経費といった説明をして、そのスケジュール等も説明させていただきました。

当然、郵便局の職員の方にも説明会には同席していただきまして、町と一緒に、まちづくりのために委託を受けるということも、現状について説明をしていただいたところでございます。

また、説明会での意見ということでございますが、自治会長を中心とした説明会を実施させていただきました。その際、やはり人口等の数字的なものが減っているということはある程度致し方ないので、今後のサービスを低下しないようにといった意見がございました。

当初は、白木出張所と沖浦出張所を令和8年10月1日から同時にいこうと予定しておりましたが、白木出張所につきましては約半年程度遅らせてもらえないかという意見もございましたので、協議して半年ほど遅らせまして、令和9年4月1日からということで、同時ではないのですが、この2か所についてはそのような説明をしたところでございます。

当然、反対というのも少しはあったのですが、おおむねこの委託ということに関しては、同意を得たものと我々は感じているところでございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの田中議員の御質問への回答に少し補足をさせていただきます。

まず、住民の方からこういった要望があったかといいますと、郵便局に業務委託するにあたっては、少々駐車場が狭いのではないかというお声もいただきました。そこは郵便局と町でしっかりと考えたいとお答えしております。

あとは鍵です。公民館に人がいなくなるということで、その鍵をどうするのかという御意見もいただきました。地域にとって何が一番いいのでしょうか、いろいろな選択肢があるということもお話しさせていただきました。例えば自治会でお預かりいただくパターンと郵便局で預かるパターンがありますので、それは各地域によって、しっかりと町としても対応していきたいとお答えしております。

住民の方には、その地域が、今後5年、10年先もしっかりと機能するようなことを、わたく

しも町長も出席しまして、膝を詰めてしっかりとお話ししたと思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 今回の廃止に伴って、郵便局へ移行する機能としては、住民票の発行や印鑑証明等の発行になると思うのですが、例えば今、出張所で行われている交付だけではなくて、その他の一般的な窓口機能は今後どのように補完されていくのか。どういう仕組みで補完されていこうとしているのか。

それと、端的で結構なので、これまでの出張所の経費がこれぐらいの規模で、郵便局に移行するとこれぐらいの経費がかかりますというところを補足してください。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

最初の質問でございます。そのほかの事務の関係ということでございますが、地方公共団体事務の郵便局への包括委託に関する周防大島町と日本郵便株式会社との契約書というのを結ぶこととなっております。現在も結んでいるところですが、その中に、最初に言いました証明書交付事務、さらに証明書交付事務以外の行政事務ということで約１１件、また、その他の事務ということで２１件——今、当町では２０件になっておりますが、そういった事務を契約により、その事務について郵便局でやっていただくという内容となっております。

また、経費面につきましては、ざっくりという話ではございますが、出張所を運営していく場合、人件費、電話料金、コピー代等々現状で約３００万円を計上見込みとしております。

次に、郵便局に委託した場合はどうなるのかということでございますが、最初の導入経費として約４００万円程度、さらに、先ほど言いました契約での実績等々、また、ランニングコストを含めるとプラス１００万円、ランニングコストは約１００万円程度かかるのではないかとということでございます。

そういたしますと、初年度はどうしても最初の導入の経費約４００万円がかかってくるわけですが、それ以降につきましては、１００万円ほどの経費——ランニングコストということになりますので、二、三年目以降については、だんだんと出張所を継続するよりも郵便局に委託したほうが黒字といたしますか、最終的にはそのような形でのメリット、そういったものを今、試算しているところでございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第5号周防大島町公告式条例等の一部改正についてから、議案第7号周防大島町税条例の一部改正についてまでの質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第29．議案第8号

○副議長（尾元 武君） 日程第29、議案第8号動産の買入れについて（令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入（児童生徒用））を議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第8号動産の買入れについて（令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入（児童生徒用））、補足説明をいたします。

本議案は、周防大島町立小中学校情報機器端末（児童生徒用）を購入することについて、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第2期GIGAスクール構想の実現に向け、令和8年度・令和9年度の2か年で、小中学校の児童生徒用のChromebookを整備する計画としており、令和8年度は中学校生徒用196台を購入するための随意契約を締結しようとするものであります。

文部科学省は、第2期GIGAスクール構想の実現に向けて、原則として都道府県を中心とした共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進しており、山口県による共同調達により端末機種及びその納入業者等を選定することといたしました。

去る令和8年4月15日に山口県政資料館において、公募型プロポーザル方式による共同調達ChromeOS審査会が行われました。提案を行った業者は2者であり、審査の結果、株式会社大塚商会 広島支店が共同調達の最優秀提案者として受注候補者に決定いたしました。

契約単価は1台あたり5万円で、196台分の980万円に消費税を加えた1,078万円で、株式会社大塚商会 広島支店と随意契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに、納期は令和9年1月29日までとしております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは2号随意契約になっていて、よく分からないのですが、今の御説明では、県の落札業者であるこの相手方と契約するということのようで、契約の相手方、随意契約の相手方として、町がこの県の落札業者と契約するという何か約束事みたいなものがあるのですか。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 田中議員の御質問でございますが、この第2期GIGAスクール構想の実現に向けた学習者用コンピューター等の調達でございますが、これは文部科学省のガイドラインの中に、端末調達にかかる市町村の事務負担の軽減とか、スケールメリットによる端末、サービス等の調達、それからランニングコストの軽減、共同調達を通じた端末利活用等にかかるノウハウの共有による業務の改善などを目的として、原則として共同調達によることとなっております。

本町としましても、山口県との共同調達ということで、県のプロポーザルによりまして業者を決定していただき、その業者と随意契約で購入をさせていただくということにしております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 共同調達ということは、県の入札に町も参加して入札を行っているという意味ですか。

私は、県の契約とはこれは別件だから議会にあがってきているという認識ですが、共同調達というのは、今、中原教育次長が言われたような意味ではなくて、仮に——県のガイドラインで、先ほど共同調達が原則みたいなことの説明がありましたけれど、その共同調達の手法が、県が決めた業者を町が採用して随意契約をするということでもいいのかどうなのかをお聞きしているので、その共同調達の意味というのがどこまでのことを言うのか、もう手法は別々、入札の主体は別々でも、そこで相手方を固定するというか、共通にするということが共同調達なのか、私はそれは違うのではないかと思いますのですけれど、それでいいのか。

契約主体は別々、入札も別々、契約の方法も別々——県は入札をしたけれど町は随意契約をしたということが共同調達にあたるのかどうなのかというところがよく分からないので、要するに、町としては、県の入札は県のことですから、でも、共同調達ならそこに町も関与しているのではないかと思いますのですが、しているのかしていないのか。していない場合であって、県の相手方を基に町がこの2号随意契約をするということになれば、そこに何らかの理由がないと、これは合理性を欠くのではないかと。

そこの県の契約相手を町の随意契約の相手方とするということについて、そこに根拠はあるのかと、大丈夫ですかということをお聞きしたので、そこをもう少し、ガイドラインの共同調達という文言だけではよく分からないので、もう1回御説明をお願いします。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 先ほど副町長の説明にございましたように、令和8年4月15日に共同調達のChrome OS 審査会というのが山口県政資料館で行われております。このときに、教育委員会からも指導主事が出席をして、一緒に審査に加わっております。

ほかにも、共同調達をする市町からはそれぞれ職員が参加し、審査に加わって採点をいたしております。その結果、最優秀提案者としての業者が決まっておりますので、各関係する市町も、この業者決定に関わって決定をしたと理解をしております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、もともとの仕組みの部分の全体の調達の仕様書のようなのがあって、それに県と関係市町、共同調達をする市町で構成する導入のための調達の仕様書があるということでしょうか。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 共通した仕様書を作成しておりまして、それに基づいてプロポーザルを行っております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 今回、工事または業務名が令和8年度 周防大島町立小中学校情報機器端末購入となっております。

まず、3点ありまして、1点目が、今回購入される情報機器端末はタブレットだと思うのですが、これは何年使用する予定でいらっしゃいますでしょうか。

2点目が、今回、端末購入ということになっておりますけれども、こういう情報機器というのは、購入したら終わりというものではなくて、設定や使用方法の説明ですとか、そういった業務が出てくると思います。これは今回の業務の中に含まれておりますでしょうか。

3点目が、端末は、途中でどうしても壊れたり不具合が起きたりすることがあたり前のようにあります。そういったときの保守についてはどのように考えておられますでしょうか。保守契約を結ぶのでしょうか、それとも、そういった保守について考えていないのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 山根議員の御質問でございます。

まず、何年使用するかということでございますが、C h r o m e b o o kにつきましては、大体耐用年数が4年と言われております。

それから、設定につきましては、今回の購入費用の中に設定費用も含まれております。

そして、不具合が起きた場合の対応でございますが、一応、条件としましては5年以上は業者で対応していただくというのを条件に加えております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。万全に備えておられると思いますので、ぜひ円滑な運用をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 町のホームページに、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画が掲載されております。この中を拝見すると、そもそもこの計画をつくったときには、i P a dが前提で書いてあるように見受けられます。現在は全てがi P a dで、これからC h r o m e b o o kに変更していくのか、既にC h r o m e b o o kへの変更が昨年度から始まっていて、その経過途中なのかということを教えていただきたい。

それはなぜかということ、混在したときに、指導上、操作のステップが違うであるとか、そういうことで混乱がないのかどうなのかが懸念されるので、その点を教えてください。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 白鳥議員の御質問でございますが、現在、小中学校で使っているのは全てi P a dでございます。令和8年度から令和9年度にかけて更新をかけていくわけですが、この更新については、全てC h r o m e b o o kへ替えていく予定でございます。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回200台ぐらい購入されますけれど、更新するときに、1つの学校のものは全部更新することになり、1つの学校でC h r o m e b o o kとi P a dが混在することがないのかどうかを確認がしたいです。お願いします。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） まず、令和8年度に中学校の生徒用を購入して、令和9年度中学校については、全てi P a dからC h r o m e b o o kに替えてまいります。

小学校につきましては、令和9年度に予算要求をさせていただきまして、令和9年度に購入を

し、令和10年度から全ての小学校のi P a dをC h r o m e b o o kへ替えていく予定としておりますが、中にはまだ耐用年数の残っているi P a dもございます。そういうものはまだ学校に残しまして、授業や課外活動等の利用できる場所で使用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 要するに、1人1台配られるものについては、年度が替わる時に全部、生徒の1人1台分は一斉に変更されるということでもいいのかどうなのか、ちょっと自信が持てないので、そこをはっきりとお願いします。i P a dで耐用年数が残っているものについては、1人1台の端末として使うものではなくて、先生が使ったりであるとか、持ち出して何か撮影したりとか、そういうオプションとして使うものであって、授業では全員がi P a d若しくは全員がC h r o m e b o o kということでもいいのかどうなのか最後に確認させてください。

プラス、先ほどの計画の中では、タイピング技術に差が出てくるので、全てにキーボードをつけると書いてございました。これは、今回C h r o m e b o o kに機器更新するタイミングでキーボードがつくものに一斉更新されるのか、現在使っているi P a dには、ついているものもあればついていないものもあるという認識なのか、それもあわせて教えてください。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 令和8年度、令和9年度にC h r o m e b o o kを購入させていただき、小学生、中学生それぞれ1人1台端末として、全てi P a dからC h r o m e b o o kへ替えていくということでございます。

このC h r o m e b o o kにつきましては、キーボードがもう標準でついております。現在あるi P a dにつきましては、外付けでのキーボードがついているということでございます。

先ほども申し上げましたが、耐用年数のあるi P a dにつきましては、このC h r o m e b o o kを使用する場面以外で、小中学校の授業や課外学習等に利用できる場所は利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 何点か。まず、タッチペンがつくのかどうかを教えていただきたいのと、先ほども中原教育次長からありましたけれども、今回の端末は、中学生に対してC h r o m e b o o kになることは私は個人的にはいいなと思っているのですが、それはそれでいいとして、次年度になるので今回にはあまり関わりはないのですけれども、数年前に四、五百万円かけて60台ぐらい新しくi P a dを入れていらっしゃると思う。その扱いについて、もう1度確認させてください。

○副議長（尾元 武君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 新田議員の御質問でございます。

タッチペンについては、このC h r o m e b o o kについております。

これまで購入したi P a dについてでございますが、現在、使用可能なi P a dにつきましては664台ほどございます。そのうち耐用年数が経過しているものや、故障しているものを除くと245台となっております。耐用年数が経過しても使用しているi P a dもございます。

ですから、このたび令和8年度から令和9年度にかけての2か年でこのi P a dを切替えて、C h r o m e b o o kを購入していこうと考えております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

中学校とかに行って、以前よりも本当にこういう機器を使う頻度が上がってきているというのは実感をしております。ただ、中学生に聞いたところ、何かもうバッテリーが大分弱くなっていて、1時間使ったらもう使えないという状態もあるようなので、早めに対応いただいて、うまく替えていただけたらと思います。ありがとうございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第30．議案第9号

○副議長（尾元 武君） 日程第30、議案第9号周防大島町 防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第9号周防大島町 防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、周防大島町防災行政無線（同報系）第3期再整備工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

周防大島町防災行政無線（同報系）再整備工事につきましては、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で更新工事を行う予定で工事に着手しております。

令和5年度に条件付一般競争入札を行い、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューション

カンパニー西日本社と契約し、久賀庁舎の親局設備、大島庁舎・東和庁舎・橘庁舎・柳井地区広域消防本部の遠隔制御設備、嵩山・文珠山の中継設備、町内４か所の再送信子局設備等の基幹となる通信設備の更新を行っております。

周防大島町防災行政無線は、全てのシステムが円滑に連動して機能することが前提となる防災設備であり、不具合が生じた場合でも迅速に対応し、運用に支障を生じさせないことが求められるため、令和６年度から令和７年度にかけての周防大島町防災行政無線（同報系）第２期再整備工事におきましては、令和５年度の工事請負業者でありますパナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と、随意契約により工事を実施しております。

令和８年度から令和９年度にかけて実施予定の周防大島町防災行政無線（同報系）第３期再整備工事は、屋外拡声子局６０局を更新するものであり、これまで更新を行ってきた設備と同様に、全てのシステムと円滑に連動する必要があることから、第２期再整備工事と同様に、パナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と、随意契約により工事を実施しようとするものでございます。

また、先行きが不透明なイラン情勢による物流への影響から納期の遅れが発生する恐れがあり、単年度では工期内に工事を完成させることが困難となることが予想されることや、部材の価格高騰に対し少しでも工事費を圧縮するため、令和８年度から令和９年度にかけての工事を一括発注するもので、４億９，２００万円に消費税を加えた５億４，１２０万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、参考までに、工事の完成期日は令和１０年３月２０日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第９号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 令和５年度からの全体の事業計画費、事業費です。それを教えていただきたいのと、令和５年度に１者入札で契約されているのですが、今回、前回もですけど、随意契約理由が、令和５年度の業者でないとできないという理由が書かれておりますけれど、そうであれば、この令和５年度の１者入札の段階でもっと慎重な対応が必要だったのではないかと思います。

例えば業者が何らかの理由で撤退しなければいけないということになったときに、この業者でないとできないということは、今のシステムは一切使えないということになるのか、そのような汎用性がないというか、ほかでは代替できないようなシステムにすること自体が、何か合理性がないのではないかと思いますけれど、そこはどのように担保を取られているのか。

単に令和５年度に契約しているから、その業者でないとできないからということで、この随意

契約の理由をあてはめるとというのは少し乱暴過ぎるような気もするのですが、その辺の裏付けと
いうか——この業者でないと本当にできないのかどうなのか。絶対にこの業者でないとできな
い内容なのかどうなのかというところを、分かるように説明していただきたいと思います。

○副議長（尾元 武君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度からの総事業費についてでございますが、今、数字の手持ちがございません
ので、後ほど調べてお知らせさせていただければと思います。

それから、令和5年度の一般競争入札の際に、1者だけの入札ということで、このパナソニッ
クコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社ということになったわけでございま
すが、その際に、慎重に業者の選定をしておくべきだったのではないかとということですが、その
システムの連動性を担保するには、仮に別の行政無線の施工ができる業者が入っておったとし
ても、そこが令和5年度に入札していた場合は、そこが継続して随意契約——施工を継続してい
かざるを得ないのではないかと思います。

やはりシステムの継続性という面で、それが一番重要なことですので、どこの業者が令和5年
度に入っておったとしても、例えば、仮に別のB社が落札しておったとしたら、そのB社にその
後の工事も頼むことになっていたと考えております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後0時00分再開

○副議長（尾元 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 先ほどの田中議員からの令和5年度から令和9年度までの防災
行政無線の整備事業にかかるトータルの事業費に関してでございますが、令和5年度から令和
9年度までで13億3,991万6,000円となっております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） どこが入札しても契約業者と契約するようになるのだというよう
な説明が先ほどありましたけれど、いや、私が言いたいのはそういうことではなくて、令和5年
度に契約した1者入札で契約した業者と、単純にこの2号随意契約を使って契約することに妥当
性があるのですかということをお聞きした。

もともとメーカーが直接工事を施工するわけではないものですし、それならば、メーカーをな

ぜそのメーカーにしたのかというところまで遡らないといけない話ですけど、今、今年のこの契約の話なので、そこは置いておいたとしても、そのメーカーの工事を扱える業者というのは、この1社だけではないはずです。

そこを令和5年度の時は1者入札でそれを契約相手として認めていると、その後に令和5年度に契約した業者だからこの2号随意契約理由を使って、随意契約するということが妥当ですかということをお聞きしているので、そこが妥当ですという御説明があれば、それをお答えください。

○副議長（尾元 武君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 令和5年度からパナソニックのメーカーの製品を使って設備の施工をしているわけですが、この設備に関しては、現在施工をしておりますパナソニックの業者しか、施工はできないと考えております。

一番重要なのは、設備自体が円滑に連動して、中心的な設備である親局とか中継局、それから屋外拡声子局や様々な通信設備で構成されておるところですけれども、それぞれ全てがパナソニック製品で構成されておりますので、パナソニックというメーカーでの施工でしか施工ができないと考えております。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の説明だと、今回の契約の相手方はこの会社しか周防大島町の防災行政無線は扱えない、日本全国どこを探してもこの会社1社しかないということによろしいのかどうなのか。そこをお答えください。

次に、予定価格、この契約額が99%という金額になっていますが、予定価格の算定方法と、やはりこれだけ高い、入札ではありませんが、落札率になっている。そこはどのように効率性が図られたということを裏付ける根拠があるのか。要するに、業者の言い値ではありませんということの説明できる何か資料というか、裏付けがあれば御説明いただきたいと思います。

○副議長（尾元 武君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 私からは、今、議案に上げております業者のところの御質問に対しまして、少しお答えさせていただきたいと思います。

田中議員がおっしゃるとおり、パナソニック製の機器を取り扱える業者というのは、確かにほかにもあろうかとは思いますが、工事を行ううえで、令和5年度から順次行ってきた工事を円滑に、かつ滞りなく進ませ、全てが連動するためにはやはり、同一の業者でやるほうが経済的であり効率的であるというところの観点もありますので、今回はこの業者でなければできないという判断をさせていただいたというところで、御理解をいただけたらと思っております。

それから、予定価格につきましては、また担当課長から御説明させていただきます。

○副議長（尾元 武君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 予定価格については、令和7年度周防大島町防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の仕様の中に次期の設計業務というのが入っておりましたので、監理業務をしております業者に令和7年度に設計をしていただいて、その設計書の金額を基に予定価格を算定しております。

以上でございます。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第31．議案第10号

○副議長（尾元 武君） 日程第31、議案第10号令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第10号令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

令和8年4月28日に9者による指名競争入札を行った結果、周防大島町大字和田1063-1の有限会社フジナカデンキが6,500万円で落札いたしました。その落札価格に消費税を加えた7,150万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要といたしましては、周防大島町総合体育館の照明器具のLED化、音響設備及び空調・給水設備等の改修工事であります。

なお、工事の完成期日は、令和9年3月30日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第10号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 教育委員会の所管でもあります、これ工事の監理、町の監理体制はどのようにされるのか。そこを具体的にお答えください。

それと、議案説明資料の19ページ凡例のところにホオーンピーカというのがあるのですが、

これはスピーカーということですか。どういうものなのか御説明をお願いします。

○副議長（尾元 武君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） お答えいたします。

体育館の設備工事に関しまして、今年度の工事の監理につきましては、今後、工事監理の業者が決まっておりますので、工事監理のコンサルタント会社と町の担当が加わって工事監理をしていく予定としております。

今、御質問にありました議案説明資料19ページのホーンピーカにつきましては、スピーカーではありますが、アリーナ内に設置する大型の4つのスピーカー以外で、外部並びに内部で拡声器の役割をするスピーカーと伺っております。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ホーンピーカというのは正式名称で間違いないということでしょうか。

それから、私がお聞きしたのは町の担当のことで、業者に、コンサルタント会社へ工事監理を委託しているというのはそうなのでしょう、それで大丈夫なのでしょうけれど、ただ、従前のような例もありますので、やはり肝腎なのは町の担当というか、町の体制、監督、監理の体制だと思う。監理業者にもきちんと仕事、業務を履行してもらえるように町が監督しなければいけない。その体制をどのように、これまでと同じなのか。担当者1人に任せるのか。それともこれまでとは違う何か工夫がされるのかというところを、もしあれば教えていただきたいと思います。

もう1点、LEDはいいのですが、空調と音響工事はどういう目的で今回改修されるのか。目的というか、例えば老朽化とか、そういったことで改修が必要だと判断したのかということと、工事費がどれぐらいの割合になるのかを御答弁をお願いします。

○副議長（尾元 武君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） お答えいたします。

先ほどの質問の続きで、監理業務につきましては、田中議員のおっしゃるとおり、コンサルタント会社と協力して町の担当がつくわけですが、これまでの社会教育課の工事監理につきましては、いろいろ問題があったことは重々承知しておりまして、令和8年度の町の職員体制につきましては、教育次長なり課長のわたくしなり、このたび人事異動によりまして、工事に関係する職員が異動してまいっております。その担当を従事させることに加えて、令和8年度から工事に御経験がある会計年度任用職員の方を採用して、その方にも相談をして進めるような体制づくりに今年度から改めております。

続きの質問で、空調と音響につきましては、空調設備は、現在、不具合がある会議室並びに救

護室、この2室を改修する設計で予算を取っております。音響につきましては、令和6年度に行いました事前調査の結果から、昨年度実施設計を行いました中に、追加業務として音響の詳細調査を行っております。その中で、アリーナ内でスピーカーから出る音声、マイクを通しての音声と、CD等音楽を流したときの音が非常に聞き取りにくいという調査結果が出ておりますので、アリーナ内の音響設備を重点的に改修することに加え、築29年を経過しておりますので、全てのスピーカー設備の更新をすることとしております。

最後の質問、工事の設計に対する割合で申し上げますと、電灯設備、LEDの更新にかかる費用が全体の額の約55%を占めております。次に大きいのは蓄電池直流電源装置と申しまして、停電時に非常灯の照明なり誘導灯をバックアップする施設を更新いたしますので、こちらが27%で金額が大きくなっております。

今回は設備工事として工事を発注しておる関係で、電気設備——先ほどのLEDと蓄電池等を加えたものだけで96%の予算を占めておりまして、空調設備やトイレ改修につきましては、機械工事として約4%、3.9%の予算の割合となっているところです。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 暫時休憩します。

午後0時19分休憩

.....

午後0時22分再開

○副議長（尾元 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 田中議員から御質問のございました議案説明資料19ページのホーンピーカと図面の中で記載をされております。これにつきましては、もしかしたらホーンスピーカーである可能性もありますので、設計業者へ確認を取りまして、もしこのまま間違いがなければ、このままにさせていただきたいと思いますが、もし間違っておりましたら、Side Bookに掲載しておりますこの資料を訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） LED照明について御質問いたします。

今回、設計はもう済んでいる話ですのでお伺いするのですが、LEDに変わるということは、恐らくとても明るいものになるということで、これまでの設置箇所よりも電気の照明の数が減るという認識でいいのかどうなのかと、これだけ全館のLED化を進めると、かなり省エネになるかと思うのですけれども、更新による省エネ効果というものを計算されていたら教えてください。

○副議長（尾元 武君） 小泉社会教育課長。

○社会教育課長（小泉 周三君） お答えいたします。

LEDの設計段階の協議において、照明器具の照度とデザインにつきましては、既存と同種同類を基本といたしました。したがって、照度計算を行った後に明る過ぎる場所につきましては、照明計画、照度の調整によりまして器具の配置を行い、光束——「光」の「束」ですが——の数値を決定しております。したがって、今回の設計、アリーナにつきましても、ホールや会議室につきましても、照明器具の数は変更なしで、あるところのものを更新して設置するという形を取っております。

明る過ぎるところにつきましては、照度調整によりまして、明る過ぎないような照度テストを行う形で進めていく予定にしております。

省エネの効果の実数値といいますか、そういったものを今、手持ちで持っておりませんので、また改めて回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第32. 議案第11号

○副議長（尾元 武君） 日程第32、議案第11号周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第11号周防大島町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、補足説明をいたします。

本議案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定に基づき、本町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同法同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、指定する郵便局は、周防大島町大字戸田1919番地3に所在する沖浦郵便局と、周防大島町大字外入2081番地12に所在する白木郵便局です。

次に、これらの郵便局で取り扱う特定の事務は、令和6年12月の第4回定例会で御議決いただいた和田郵便局と同様の5つの事務としています。

1つ目は、戸籍法に基づく戸籍、除籍の謄本及び抄本並びに戸籍に記載した事項に関する証明。

2つ目は、地方税の規定に基づく納税証明。

3つ目は、住民基本台帳法に基づく住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明、または除票の写し、若しくは除票記載事項証明。

4つ目は、住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し、または戸籍の附票の除票の写し。

5つ目は、町長が作成する印鑑に関する証明。

以上の証明書等の請求の受付及び請求にかかる証明書等の引渡しを行うものでございます。

なお、取扱期間ですが、沖浦郵便局は令和8年10月1日から令和9年3月31日まで、白木郵便局は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、満了3か月前に廃止する旨の意思表示をしない場合は1年間延長することとし、以後も同様とするものであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの議案5号でもお聞きしたのですが、きちんと御答弁いただいていないので――要するに、この今の5つの業務に限定されるのか。それともそれ以外の――先ほどの議案第5号の説明では、郵便局と包括協定をして行政事務も含まれているという御説明だったと思うのですが、今ある出張所の機能と、今度郵便局で扱われる機能が全く同一なのか。それとも、このたびの移行で、どこがどのように移行され、どこが移行されないのか。そこを説明してほしかったので、この事務だけだと不十分かと思うのですが、その辺の補足をお願いします。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

まず、取扱いの事務ということですが、今、副町長が説明いたしましたように、特定の事務というのは法的に決まっておりますので、5つの内容となっております。

それ以外につきましては、町と郵便局の間に結ぶということございまして、先ほど議案第5号のところで証明書交付事務以外の行政事務ということで、20項目等々と言いましたが、この内容につきましては、国保の異動事務、受付業務、介護保険の関係のこと等、そういったものが含まれるところでございます。

当然、今、出張所で行っている業務がほぼほぼ移行ということではございますが、やはりその契約の内容によっては、多少、郵便局ではできない業務も当然出てくるところでございます。その辺につきましては、総合支所でしていただくということを説明することになるかと思えます。全部ということはなかなかできないのですが、契約によりまして内容を詰めていくこととしております。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 移行できない業務というのは、どういうものがあるのですか。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

移行できない業務についてですが、印鑑登録の申請、要は印鑑登録の証明書を発行するための受付業務、あるいは戸籍の届出ということで、出生、婚姻、死亡届等の届出、あるいは死亡後の手続は、出張所ではできる体制でございますが、今のところは契約していないというところで、郵便局ではできないものとなります。事務の内容については以上でございます。

○副議長（尾元 武君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今、辻田統括総合支所長が冒頭で言いました印鑑証明書を請求する業務ではなくて、印鑑を登録する業務が郵便局ではできないということで、証明する業務自体はできますので、そこを訂正させていただきます。

○副議長（尾元 武君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 印鑑登録なども、やはり本人が行かないとできない。行かなくてもできる方法はあるのでしょうか、なかなか時間もかかるし、そこら辺を今後どうしていくのか。郵便局では受け付けられないから、総合支所に行ってくれというのか。それとも何らかの方法で、今後そういった住民サービスが受けられるような代替施策を考えておられるのかどうか。その辺を御答弁お願いします。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

今はできない業務でございますが、当然、郵便局との協議ということで今後も進んでいくことになりますが、今の段階においては、なかなかそれをということは難しいところでございますが、今後、検討課題かと思いますので、今後につきましては、協議をしながら進めていく予定でございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 沖浦郵便局と白木郵便局、当初の計画では同時に令和８年１０月からという話だったと思うのですが、白木郵便局だけ半年延びてしまったと先ほどの議案の中でも少し説明があったかと思うのですが、改めてこの理由の説明をお願いいたします。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第５号のところでも説明をいたしました。当初は、白木郵便局、沖浦郵便局とも令和８年

10月1日からということで、町としては予定をしておりました。

沖浦出張所につきましては地元説明会を行いました、特にそういった時期等の異論はございませんでしたので、令和8年10月1日からということでございます。

また、白木出張所につきましては、沖浦出張所と違ひまして、委託への反対意見が少しありました。そういったことは説明会を開く前もあったわけですが、説明会を行ったときも、やはりそういった意見が出ました。自治会への説明会のときには自治会長から、半年程度延ばしていただけないかという意見もございましたので、検討して、半年後ということにさせていただきました。

同時ではない理由と——私もやはり同時がいいのか、同時ではなくてもいいのか、どうするのがいいのかを検討したところではあるのですが、同時ではない理由といたしましては、まずは沖浦地区なり白木地区の地元の意見を尊重したということ。

沖浦出張所を先に移行ということで今、議論をしているところですが、和田出張所の時と違ひまして、沖浦出張所は貸館業務があるということで、初めて、貸館業務を継続して沖浦農村環境改善センターを使うので、先行して貸館業務を行って次への課題なりを見つけていきたいということ。

沖浦出張所は大島地区で、やはり中心ということで大島総合支所にはたくさん人が来ますので、年度終わり、年度当初から移行となりますと、出張所業務を郵便局が対応できないということも考えまして、大島地区である沖浦出張所を先に予定どおり沖浦郵便局に移行して、白木郵便局への移行については、御意見を取り入れて翌年の令和9年4月1日からの移行ということでございます。

何よりも地元の白木地区なり沖浦地区の方の御理解がとても大切で、進んでいることに感謝しているところでございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 地域の要望によって半年ほど遅らせるという話でございますけれども、私も白木出張所の説明会には傍聴に行きました。そのときの私の記憶ですけれども、1年程度は先送りしていただけないかという声は確かにありましたけれども、令和9年度当初からという声もありました。その御答弁で、年度当初となると人事異動等の関係で難しいという御答弁もされていたかと思えますけれども、その説明会の後に、そういった自治会連合会等々の合意形成がなされて、半年遅れるということになったのかをお伺いします。

○副議長（尾元 武君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 吉村議員の質問にお答えいたします。

地元の合意形成ということでございます。令和7年12月に、白木出張所と沖浦出張所の説明

会を自治会長を対象——白木出張所の説明会につきましては副会長もということで、全員呼ぶというのなかなか難しゅうございましたので、自治会長なり役員を対象とした説明会を実施したところでございます。

特に沖浦出張所については意見もございませんでしたので、そのままということで、白木出張所の説明会のその後につきましては特段自治会連合会等々との合意形成等は行っておりませんが、その後何らかの御意見もございませんでしたので、一応、おおむねの同意をいただいたということで進んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（尾元 武君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの御質問に対する回答の修正でございますけれども、まず町長とわたくしも出席させていただき、白木地区の皆さんとお話いたしましたのは、強いお声があったのは、反対というよりも、今のこのスケジュールでいくのは少し期間が短いというお声をいただいたと認識しております。決して反対ではなかったと認識しております。

地域の方から強いお声をいただいたのは、半年間延ばしていただきたい。今のスケジュールよりも半年間延ばしていただければ期間的にはいいのではないかと、方向性については、皆さん致し方ないというお声だったと思います。

我々といたしましても、やはり人口減少が進んでおり、各種事務の取扱い減少、そして、町の施設の集約、統合化は図っていかなければいけないという強い思いも御説明させていただいております。そして、金融機関も経営が非常に厳しい、郵便局も民営化されて非常に厳しいと聞いておりますので、そういったことも御説明させていただきまして、当該地域におきましては、郵便局へ行政事務を委託させていただいて、郵便局の存続を図りながら、町の施設も効率化を図っていくということが最もふさわしいということを御説明させていただきまして、御賛同を得たということを認識しております。よろしくお願いします。

○副議長（尾元 武君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 確かに反対の声ではなしに、不満の声が多かったのではないかと感じています。要は説明が足りていない、理解をしてもらおうとする説明ではなかったのではないかとこの感じを受けました。

要は、ただ単純に出張所の業務を郵便局に移すということだけなのに、白木出張所が白木地区からなくなることへの不満の声、ぽっとこの話が湧いてすぐ、1年後ぐらいになくなるということへの不満だったのではないかと思いますので、今後、ほかの地域でもこういったことがあるかと思っておりますので、説明をもう少し早くして、理解を得られるような説明の仕方をしないとイケないのではないかと思いますけれども、その点を副町長はいかがお考えでしょうか、最後にお答え

ください。

○副議長（尾元 武君） 山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） ただいまの御質問に関しましては、非常に我々も事前の説明、しっかりとした住民の方への説明が必要だということは痛感しております。

1 回御説明して皆様の御理解が得られない場合はもっと何回もやる。そして、なるべく早めに住民の皆様方には我々の非常に切なる思い、町の行財政も非常に厳しく、集約・統合も必要だという、ただ、地域は大切にしていきたいと御説明して、どうすれば地域が活力を維持できるのでしょうか、しっかりと残していけるのかというのを住民の皆様となるべく早めに協議していきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（尾元 武君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾元 武君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

○副議長（尾元 武君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月24日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時47分散会
